（償還計画の認可の申請）

第五条　支援センターは、法第四条第二項の規定により償還計画の認可を受けようとするときは、法第五条の規定により読み替えて適用する支援法第四十八条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十一条第一項前段の規定により年度計画を届け出た後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。ただし、償還計画の変更の認可を受けようとするときは、その都度提出しなければならない。

一　長期借入金の総額及び当該事業年度における借入見込額並びにその借入先

二　長期借入金の償還の方法及び期限

三　その他必要な事項

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日から施行する。

（この省令の失効）

第二条　この省令は、この省令の施行の日から起算して三年を経過した日に、その効力を失う。

2　この省令の失効前に支援センターが東日本大震災法律援助事業の実施に係る援助の申込みを受けた事案については、第三条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3　この省令の失効前に法第四条第一項の規定により支援センターがした長期借入金については、第五条の規定は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

○厚生労働省令第四十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第二十八条第一項（同条第十項において準用する場合を含む。）及び第三十三条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十九日

厚生労働大臣　小宮山洋子

介護保険法施行規則の一部を改正する省令

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第五項中「による要支援更新認定」の下に「（同項に規定する要支援更新認定をいう。以下同じ。）」を加える。

第三十八条第一項第二号中「五月間（法第二十九条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定又は要支援更新認定（法第三十三条第二項に規定する要支援更新認定をいう。以下同じ。）の申請であって法第三十五条第四項の規定により法第二十七条第一項の申請とみなされたものに係る要介護認定を行う場合にあっては、十二月間）」を「十二月間」に改める。

第四十一条第二項中「五月間（法第二十九条第一項の規定による要介護状態区分の変更の認定又は要支援更新認定（法第三十三条第二項に規定する要支援更新認定をいう。以下同じ。）の申請であって法第三十五条第四項の規定により法第二十七条第一項の申請とみなされたものに係る要介護認定を行う場合にあっては、十二月間）」を「十二月間」に改め、「、「六月間を」とあるのは「十二月間を」と」を削る。

第五十二条第一項第二号中「五月間（法第三十三条の二第一項の規定による要支援状態区分の変更の認定又は要介護更新認定の申請であって法第三十五条第二項の規定により法第三十二条第一項の申請とみなされたものに係る要支援認定を行う場合にあっては、十二月間）」を「十二月間」に改める。

第五十五条第二項中「「六月間」とあるのは「十二月間（」に、「五月間（法第三十三条の二第一項の規定による要支援状態区分の変更の認定又は要介護更新認定の申請であって法第三十五条第二項の規定により法第三十二条第一項の申請とみなされたものに係る要支援認定を行う場合にあっては、十二月間）」を「十二月間」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の介護保険法施行規則（以下「新規則」という。）第三十八条第一項の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請があった要介護認定（介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に申請があった要介護認定については、なお従前の例による。

2　新規則第五十二条第一項の規定は、施行日以後に申請があった要支援認定（介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に申請があった要支援認定については、なお従前の例による。

○経済産業省令第二十号

自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第七条第一項の規定に基づき、自転車競技法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十九日

経済産業大臣　枝野　幸男

自転車競技法施行規則の一部を改正する省令

自転車競技法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第三号中「年間開催回数」の下に「（二以上の競輪施行者が共同して競輪を開催する場合であって、いずれか一方の競輪施行者が指定重勝式勝者投票法のみを実施するときは、当該一方の競輪施行者が実施するものを含まない。）」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第四号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十九日

環境大臣　細野　豪志

健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令

（公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　公害健康被害の補償等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第二号中「及び同法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設」を削る。

（環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「及び同法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　健康保険法等の一部を改正する法律第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第一条の規定による改正前の公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の規定及び第二条の規定による改正前の環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の規定は、平成三十年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

○環境省令第五号

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十九日

環境大臣　細野　豪志

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整理に関する省令

（公害健康被害の補償等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　公害健康被害の補償等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二第二号中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改める。

（環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改める。

附　則

この省令は、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。